

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 5 月19日
【計算期間】	第53期(自 平成26年2月20日 至 平成27年2月19日)
【ファンド名】	公社債投信（2月号）
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 中 村 英 剛
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1） 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 主としてMHAM公社債投信マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）
受益証券およびわが国の国債、地方債、特殊債、金融債、電力債など元本の安全性の高い公社債への投資により、長期的に安定した収益の確保を目的として、安定運用を行います。

<ファンドの特色>

- I. 「A」格相当以上の公社債を主要投資対象とします。
- II. 組入公社債および短期金融商品等の実質平均残存年数は、原則として約0.5年から約3年程度の範囲内で調整します。
- III. 信託財産の純資産総額の30%を上限に、外貨建資産への投資を行うことがあります。ただし、為替はフルヘッジを原則とし、為替変動リスクを極力回避します。
- ② 1,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

- ・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型 ●追加型	●国 内 海 外 内 外	株 式 ●債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国 内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分一覧表

(注) 当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	●年1回	●日本※2	●ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	●グローバル※2	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信	年4回	北米	為替ヘッジ※3
●その他資産 (投資信託証券) ※1	年6回 (隔月)	欧州	
資産複合	年12回 (毎月)	アジア	●あり (フルヘッジ) ※4 なし
	年12回 (毎月)	オセアニア	
	日々	中南米	
	その他	アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

※1 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・一般」です。

※2 当ファンドは、組入資産による主たる投資収益が日本の資産を源泉とし、一部世界（海外）の資産にも投資可能なものです。

※3 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※4 当ファンドは、外貨建資産への投資にあたって、為替フルヘッジを原則にしています。

・属性区分定義

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 ※ 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

昭和37年2月20日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

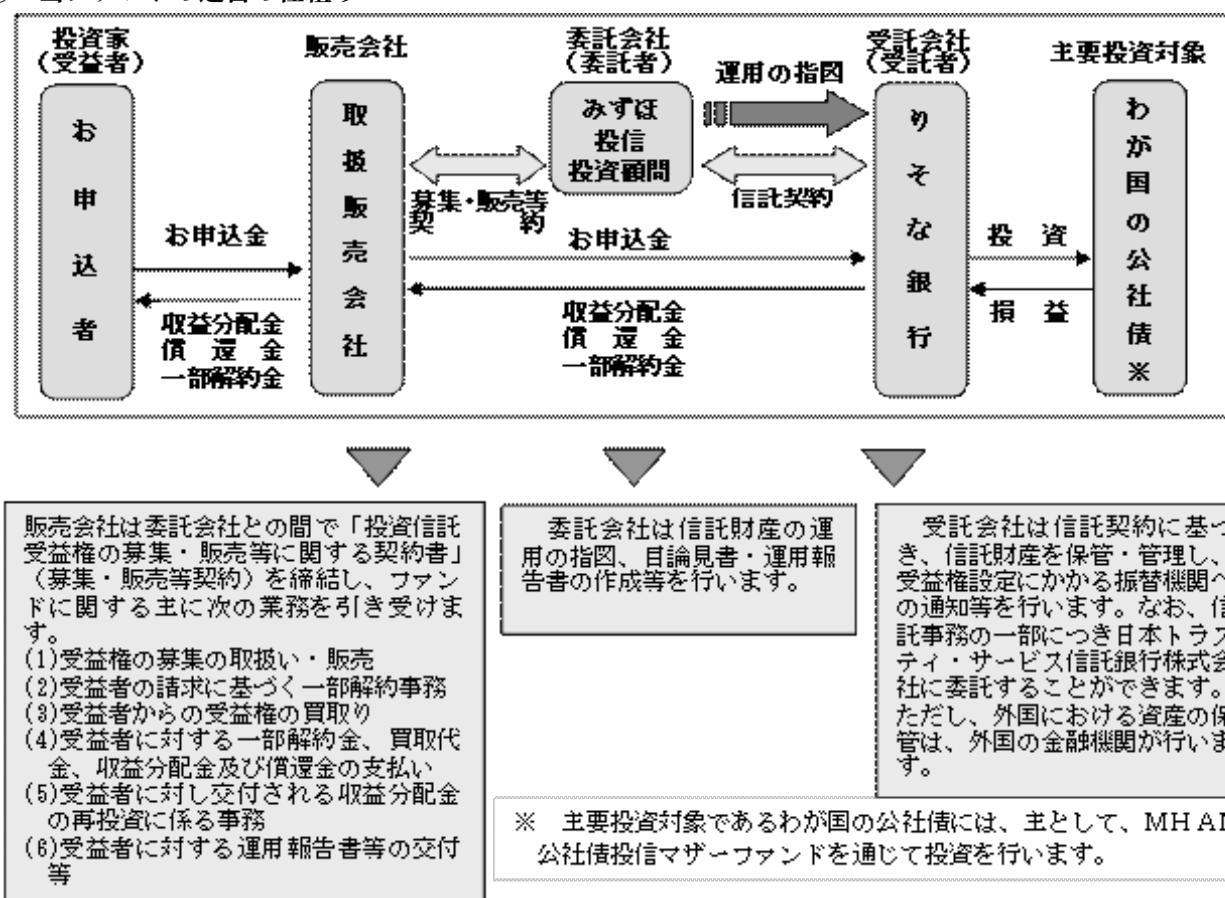
平成14年2月20日 「予想分配型」から「実績分配型」へ収益分配方法を変更

ファミリーファンド方式による運用へ移行

平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

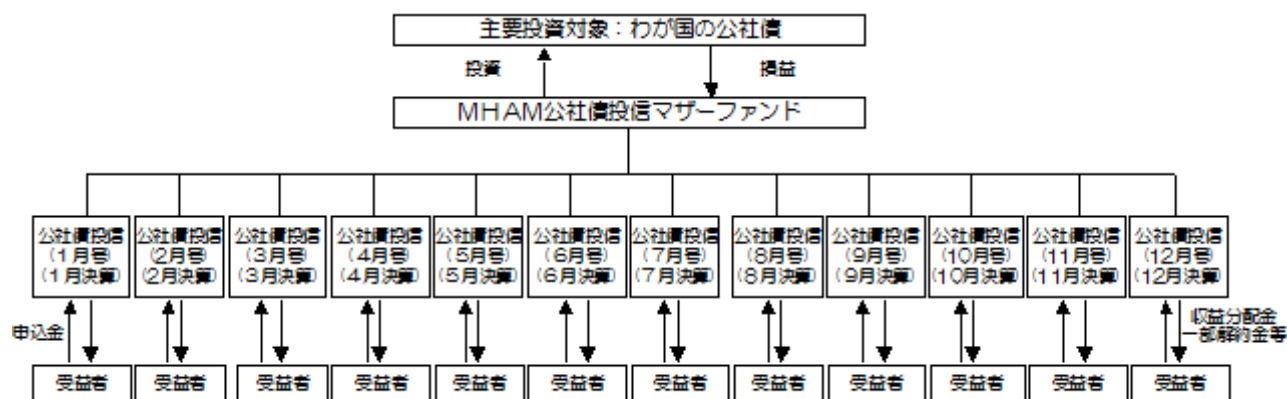
(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



② ファミリーファンド方式の仕組み

ファミリーファンド方式とは、受益者の皆様からお預かりした資金をまとめて各ベビーファンド「公社債投信(1月号～12月号)」とし、その資金をマザーファンド「MHAM公社債投信マザーファンド」に投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※ マザーファンドのほかに、わが国の公社債等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

1 資本金の額 20億4,560万円（平成27年4月末日現在）

2 会社の沿革

昭和39年5月26日 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
 平成9年10月1日 「株式会社第一勸業投資顧問」
 「勸角投資顧問株式会社」と合併し、
 「第一勸業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
 平成11年7月1日 「第一勸業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
 平成19年7月1日 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会
 社」に商号変更

3 大株主の状況（平成27年4月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティ市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、公社債への投資により、長期的に安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。

② 運用方法

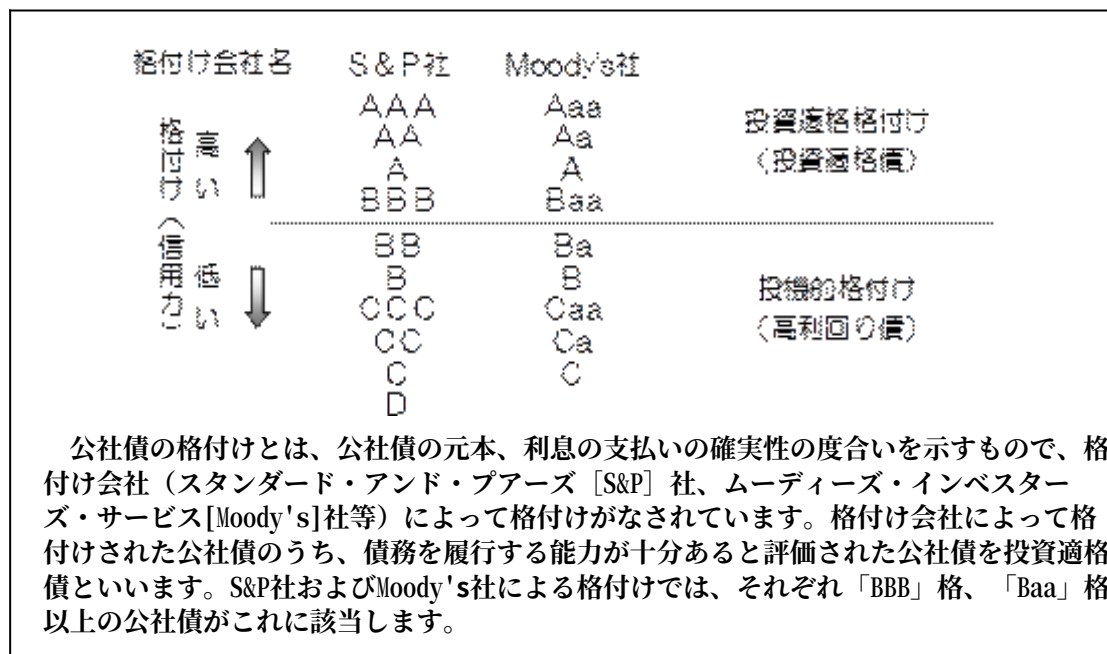
1 主要投資対象

MHAM公社債投信マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とします。

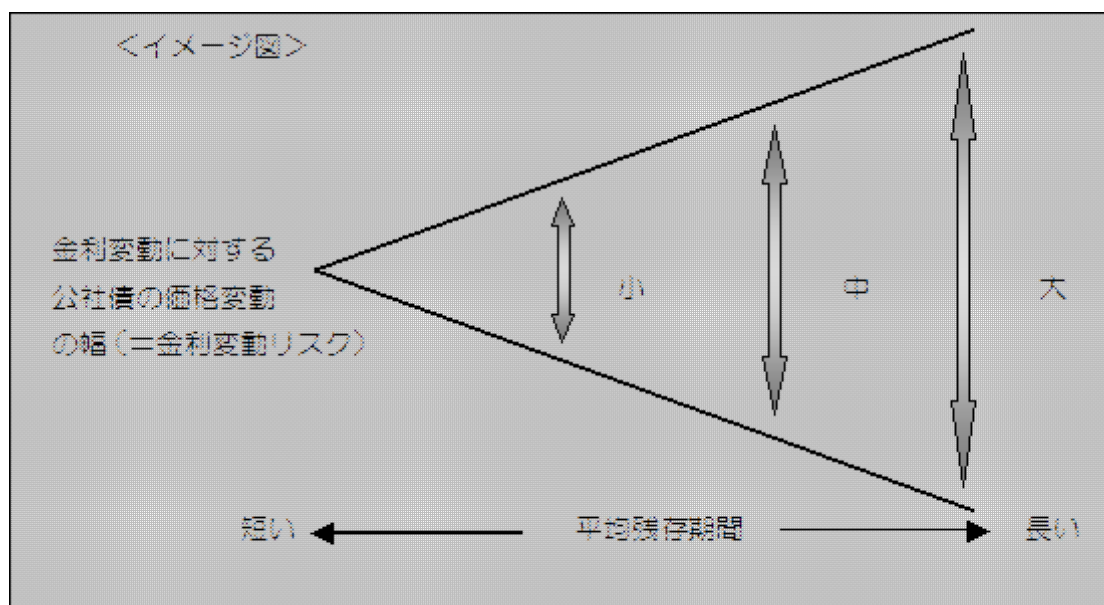
2 投資態度

- a 投資にあたっては、主としてMHAM公社債投信マザーファンド受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。
- i わが国の国債、地方債、特殊債、金融債、電力債など元本の安全性の高い公社債を中心に投資を行ないます。
 - ii 格付け「A」格相当以上の公社債を主要投資対象とします。なお、信託財産の純資産総額の30%を上限に「BBB」格相当の公社債に投資することがあります。
 - ※ 格付けを付与されていない公社債について、委託会社が「A」格相当以上あるいは「BBB」格相当の信用度を有すると判断したものを含みます。
 - iii 組入れ公社債および短期金融商品等の実質平均残存年数[※]は、原則として約0.5年から3年程度の範囲内で調整します。
 - ※ 実質平均残存年数とは、当ファンドの信託財産に属する公社債および短期金融商品等(以下「公社債等」といいます。)とマザーファンドの信託財産に属する公社債等のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなされる公社債等における平均残存年数をいいます。
 - iv 為替はフルヘッジを原則に、信託財産の純資産総額の30%を上限に外貨建資産への投資を行なうことがあります。
 - ※ 為替ヘッジは、通常は為替予約取引を利用して行います。為替予約取引の詳細については、後記「(5) 投資制限 a.約款で定める投資制限 ⑧ 外国為替予約」をご参照ください。
- b MHAM公社債投信マザーファンドにおける公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。
- c 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

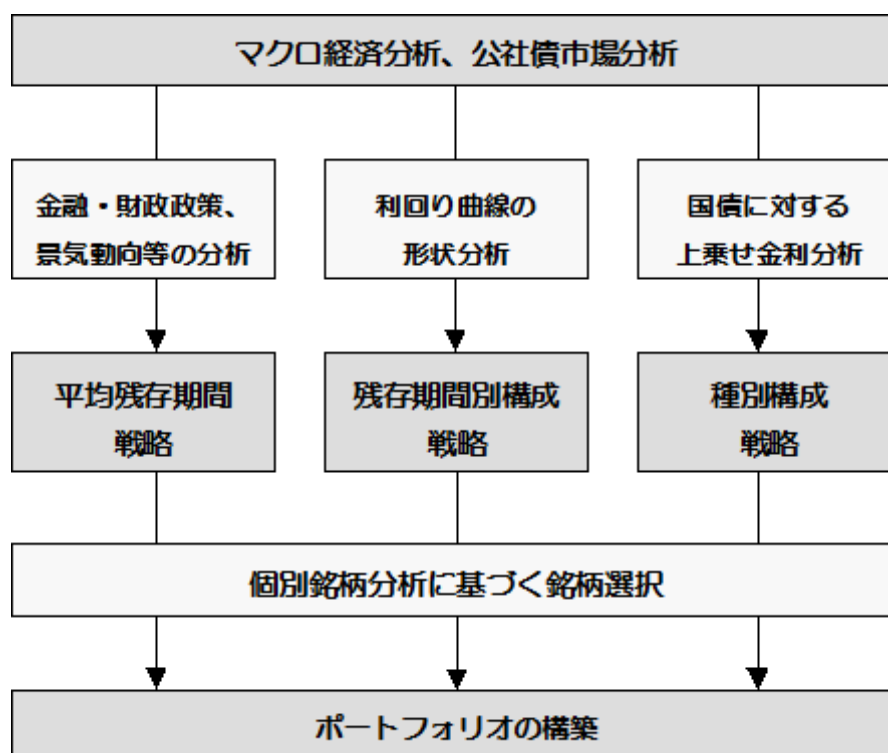
<公社債の格付けについて>



<組入公社債等の平均残存年数と金利変動リスクの関係について>



③ ファンドの投資プロセス



- 1 当ファンドの運用は、マクロ経済分析会議によるマクロ経済分析、先進国債券分析委員会および新興国分析委員会による公社債市場分析を基に行われます。
- 2 マクロ経済予測を前提に市場予測等を行い、これに基づき平均残存期間戦略(ポートフォリオ全体の実質平均残存期間をどの程度の長さにするか＝金利変動リスクをどの程度とるか)、残存期間別構成戦略(償還までの期間がどの程度の長さの公社債に投資の重点を置くか)、種別構成戦略(国債・事業債など、それぞれの種別の公社債にどの程度投資するか)をそれぞれ策定します。
- 3 以上のプロセスにより決定された3つの戦略を基に、当ファンドに組入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。個別銘柄の選択にあたっては、割高・割安の分析に加え、信用リスク・流動性リスクを十分に勘案します。

※ 上記プロセスおよび会議名称は今後変更される場合があります。

（２） 【投資対象】

① 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたMHAM公社債投信マザーファンドの受益証券ならびに1から11までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1 国債証券
- 2 地方債証券
- 3 特別の法律により法人の発行する債券
- 4 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。））に限ります。）
- 5 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 7 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、1から6の証券の性質を有するもの。
- 8 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(公社債投資信託受益証券に限定するものとし、外国証券投資信託の場合には、公社債投資信託と類似のものに限ります。以下同じ。)
- 9 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 10 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 11 貸付債権信託受益権（銀行、信託会社、協同組織金融機関、金融商品取引法施行令第1条の9各号に掲げる金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付を業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権をいいます。以下同じ。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

③ 有価証券先物取引等

委託会社は、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

④ スワップ取引

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(3) 【運用体制】

① 意思決定プロセス

- 1 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
- 2 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
- 3 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
- 4 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
- 5 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成27年3月末現在3名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

② 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

（４） 【分配方針】

① 収益分配方針

毎計算期末（原則として２月19日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、収益分配前の信託財産の純資産総額が当該元本の額を超過する額の全額を分配します。

ただし、純資産総額が元本総額を下回った場合には収益分配は行いません。

※元本の額とは1万口あたり1万円とします（以下同じ。）。

＊ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

1 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

2 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に対し、お支払いします。

（５） 【投資制限】

a.約款で定める投資制限

① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は行いません。

② 外貨建資産(約款第18条の9)

外貨建資産への実質投資割合[※]が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

※ 「実質投資割合」とは、投資対象である外貨建資産等につき当ファンドの信託財産に属する当該外貨建資産等の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該外貨建資産等のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

③ 有価証券先物取引等(約款第18条の3)

1 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」という。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいう。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。

a 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財

産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。

※ マザーファンドの信託財産に属する資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

- b 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象②の1から4に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。
- c コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1から3で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- a 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。
- b 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
- c コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1から3で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- a 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象②の1から4に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。
- b 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を加えた額を差し引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額

等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- c コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1から3で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

④ スワップ取引(約款第18条の4)

- 1 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- 2 スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3 スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4 スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 金利先渡取引および為替先渡取引(約款第18条の5)

- 1 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- 2 当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価評価とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 有価証券の貸付(約款第18条の7)

- 1 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 2 前記1に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 公社債の借入れ(約款第18条の8)

- 1 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- 2 前記1の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3 信託財産の一部解約等の事由により、前記2の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4 前記1の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑧ 外国為替予約(約款第18条の11)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑨ 資金の借入れ(約款第21条の2)

- 1 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 2 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とし、かつ借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲とします。
- 3 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑩ デリバティブ取引等(約款第18条の2の2)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限り、以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 法令で定める投資制限

○ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主としてMHAM公社債投信マザーファンド受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

② 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。当ファンドが投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。

当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

④ 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。

当ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

<その他>

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

(2) リスク管理体制

- ① コンプライアンス・リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。
 - ② また同部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。
 - ③ トレーディング部門は、売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。
 - ④ これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。
- ※ なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

（１） 【申込手数料】

ありません。

（２） 【換金（解約）手数料】

- ① 解約手数料は１万口につき27円（税抜25円）を上限に、販売会社が別に定める額とします。当有価証券報告書の直前に提出した有価証券届出書における当ファンド取得申込み分にかかる解約手数料の上限は１万口につき2.16円（税抜2円）です。なお、１万口あたりの解約手数料は販売会社によって異なります。また、解約手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（８％、以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。
- ② 解約手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 平成13年３月22日以降、平成14年３月20日以前に取得した受益権の解約を申出た場合は１万口につき27円（税抜25円）[一部の販売会社では１万口につき21.6円（税抜20円）]、昭和37年４月21日以降、平成13年３月21日以前に取得した受益権の解約を申出た場合は１万口につき108円（税抜100円）、昭和37年４月20日以前に取得した受益権の解約を申出た場合は１万口につき27円（税抜25円）の割合で計算した解約手数料を徴するものとします。なお、当該手数料は変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<換金（解約）手数料を対価とする役務の内容>

換金の取扱い事務等の対価

（３） 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、毎計算期間を通じて毎日、信託財産の元本に、年0.7196%の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。ただし、直前の決算日の基準価額(分配落後)から当該月の最後の営業日の基準価額における年率換算収益率が年0.707%を下回った場合には、当該月の最後の営業日の翌日から翌月の最後の営業日までの信託報酬率は当該年率換算収益率に1.01788を乗じて得た率を上回らないものとします。
- ② 上記の規定にかかわらず、当該年率換算収益率が年0.25%を下回った場合、信託報酬率は、当該月に属する各営業日の無担保コール翌日物レートの平均値に応じ、年0.0203%から年0.2544%の範囲により定めるものとします。

- ③ 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、平成27年3月31日現在の信託報酬率およびその配分は次の通りです。

信託報酬率	配分		
	委託会社	販売会社	受託会社
年0.0203%	年0.00542%	年0.01288%	年0.0020%

※ 販売会社の信託報酬には消費税等相当額を含みます。

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４） 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および、資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

＜主要なその他の手数料等を対価とする役務の内容＞

信託財産に関する租税	有価証券の取引の都度発生する有価証券取引税、有価証券の譲渡益に係る税等
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理に係る諸経費
信託財産の財務諸表の監査に要する費用	監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

（５） 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は公社債投資信託として取扱われます。

◇ 個別元本について

- ① 追加型公社債投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額（平成14年3月31日以前の取得にかかる受益権の信託時の受益権の価額については1万口あたり1万円）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 個別元本は、各月号毎に算出されます。なお、追加信託を行う場合の算出方法は、原則として以下の通りです。

$$\frac{(\text{同じ月号の追加信託前の個別元本} \times \text{既保有口数}) + (\text{同じ月号の追加信託時の基準価額} \times \text{追加信託口数})}{(\text{同じ月号の既保有口数} + \text{同じ月号の追加信託口数})} \times 10,000$$

◇ 課税方法について

① 個人の受益者に対する課税上の取扱い

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉分離課税が行われます。

〈平成28年1月1日以降は以下のとおりとなります。〉

- ・個人の受益者が支払いを受ける収益分配金は利子所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税を選択することもできます。
- ・個人の受益者が支払いを受ける一部解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得等として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。
- ・上場株式等の譲渡損失および配当所得の損益通算ならびに繰越控除の特例の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加されます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

《少額貯蓄非課税制度をご利用の場合》

国内に住所のある個人で、障害者等（遺族年金を受けることができる妻である人、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。）に該当する受益者は、少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することにより、一人当たりの元本の合計額350万円（既にご利用の場合はその金額を差し引いた額）までについて、上記の税金はかかりません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

《「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」をご利用の場合》

「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」をご利用の受益者は、合わせて元本550万円までは、所得税および地方税はかかりませんが、住宅の取得等もしくは年金の受取り以外の目的で換金される場合

には、解約時からさかのぼって過去5年間に支払われた収益分配金に対して20.315%※の税率で追徴課税されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※平成50年1月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

② 法人の受益者に対する課税上の取扱い

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成27年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成28年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	-	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	-	15%

（注1）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

（注2）平成28年1月1日から地方税5%は徴収されません。

※ 上記の内容は平成27年2月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

（１）【投資状況】（平成27年3月31日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券	日本	2,242,419,136	99.03
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	21,869,650	0.96
合 計（純資産総額）		—	2,264,288,786	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注２）小数点第３位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（参考）MHAM公社債投信マザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	国債証券	日本	16,243,260,590	53.16
	地方債証券	日本	563,901,520	1.84
	特殊債券	日本	4,204,800,628	13.76
	社債券	日本	8,969,442,241	29.35
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	569,691,243	1.86
合 計（純資産総額）		—	30,551,096,222	100.00

（２）【投資資産】（平成27年3月31日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国／地域	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	MHAM公社債投信マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	2,170,993,452	1.0327	2,241,984,938	1.0329	2,242,419,136	99.03

（参考）MHAM公社債投信マザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	利率 (%)	償還 期限	数量 (券面総額)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	第331回利付国債（2年）	国債証券	日本	0.100	2015年8月15日	5,000,000,000	100.02	5,001,085,031	100.02	5,001,085,031	16.36
2	第336回利付国債（2年）	国債証券	日本	0.100	2016年1月15日	3,200,000,000	100.07	3,202,452,670	100.07	3,202,452,670	10.48
3	第333回利付国債（2年）	国債証券	日本	0.100	2015年10月15日	2,631,000,000	100.05	2,632,370,185	100.05	2,632,370,185	8.61
4	第22回野村ホールディングス株式会社無担保社債	社債券	日本	0.937	2015年6月24日	2,000,000,000	100.17	2,003,576,831	100.17	2,003,576,831	6.55
5	第93回利付国債（5年）	国債証券	日本	0.500	2015年12月20日	1,500,000,000	100.35	1,505,364,359	100.35	1,505,364,359	4.92
6	第330回利付国債（2年）	国債証券	日本	0.200	2015年7月15日	1,300,000,000	100.04	1,300,523,314	100.04	1,300,523,314	4.25
7	第52回株式会社三井住友銀行無担保社債	社債券	日本	0.560	2016年1月20日	1,200,000,000	100.38	1,204,629,321	100.38	1,204,629,321	3.94

8	第50回株式会社三井住友銀行無担保社債	社債券	日本	0.500	2015年7月17日	1,000,000,000	100.12	1,001,202,889	100.12	1,001,202,889	3.27
9	第332回利付国債（2年）	国債証券	日本	0.100	2015年9月15日	1,000,000,000	100.02	1,000,295,432	100.02	1,000,295,432	3.27
10	第46号商工債（1年）	特殊債券	日本	0.080	2016年2月15日	1,000,000,000	100.00	1,000,000,000	100.00	1,000,000,000	3.27
11	第121回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	社債券	日本	0.555	2016年1月20日	800,000,000	100.38	803,053,781	100.38	803,053,781	2.62
12	第728号農林債	特殊債券	日本	0.550	2016年1月27日	800,000,000	100.30	802,462,424	100.30	802,462,424	2.62
13	第11回三菱UFJリース株式会社無担保社債	社債券	日本	0.532	2015年9月2日	800,000,000	100.17	801,438,136	100.17	801,438,136	2.62
14	第10回三菱UFJリース株式会社無担保社債	社債券	日本	0.687	2015年6月2日	700,000,000	100.09	700,697,060	100.09	700,697,060	2.29
15	第49回株式会社三井住友銀行無担保社債	社債券	日本	0.670	2015年4月20日	700,000,000	100.03	700,217,040	100.03	700,217,040	2.29
16	第334回利付国債（2年）	国債証券	日本	0.100	2015年11月15日	600,000,000	100.05	600,354,688	100.05	600,354,688	1.96
17	第245回信金中金債（5年）	特殊債券	日本	0.700	2015年4月27日	600,000,000	100.04	600,266,640	100.04	600,266,640	1.96
18	第38回野村ホールディングス株式会社無担保社債	社債券	日本	0.605	2016年2月26日	500,000,000	100.41	502,078,620	100.41	502,078,620	1.64
19	第337回利付国債（2年）	国債証券	日本	0.100	2016年2月15日	500,000,000	100.08	500,414,487	100.08	500,414,487	1.63
20	第338回利付国債（2年）	国債証券	日本	0.100	2016年3月15日	500,000,000	100.08	500,400,424	100.08	500,400,424	1.63
21	第43号商工債（1年）	特殊債券	日本	0.100	2015年5月15日	500,000,000	100.00	500,000,000	100.00	500,000,000	1.63
22	第45号商工債（1年）	特殊債券	日本	0.080	2015年11月13日	500,000,000	100.00	500,000,000	100.00	500,000,000	1.63
23	第626回東京都公募公債	地方債証券	日本	1.600	2015年9月18日	400,000,000	100.69	402,795,972	100.69	402,795,972	1.31
24	第16回西日本高速道路株式会社社債	社債券	日本	0.246	2015年9月18日	400,000,000	100.07	400,307,072	100.07	400,307,072	1.31
25	第254回信金中金債（5年）	特殊債券	日本	0.550	2016年1月27日	200,000,000	100.34	200,681,809	100.34	200,681,809	0.65
26	第7回エーザイ株式会社無担保社債	社債券	日本	1.830	2015年6月5日	200,000,000	100.30	200,607,872	100.30	200,607,872	0.65
27	第252回信金中金債（5年）	特殊債券	日本	0.450	2015年11月27日	200,000,000	100.24	200,495,688	100.24	200,495,688	0.65
28	第38回NTTファイナンス株式会社無担保社債	社債券	日本	0.550	2015年6月19日	200,000,000	100.09	200,198,816	100.09	200,198,816	0.65
29	第72回都市再生債券	特殊債券	日本	0.176	2016年3月18日	200,000,000	100.09	200,190,760	100.09	200,190,760	0.65
30	第28回野村ホールディングス株式会社無担保社債	社債券	日本	0.880	2015年4月22日	150,000,000	100.04	150,063,120	100.04	150,063,120	0.49

投資有価証券の種類別投資比率

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.03

合 計	99.03
-----	-------

(参考) MHAM公社債投信マザーファンド

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	国債証券	53.16
	地方債証券	1.84
	特殊債券	13.76
	社債券	29.35
合 計		98.13

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成27年3月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
44期	平成18年2月20日	4,933	4,937	1.0000	1.0008
45期	平成19年2月19日	4,261	4,273	1.0000	1.0027
46期	平成20年2月19日	3,785	3,800	1.0000	1.0042
47期	平成21年2月19日	3,369	3,380	1.0000	1.0034
48期	平成22年2月19日	3,074	3,081	1.0000	1.0023
49期	平成23年2月21日	2,862	2,867	1.0000	1.0017
50期	平成24年2月20日	2,651	2,655	1.0000	1.0014
51期	平成25年2月19日	2,500	2,503	1.0000	1.0010
52期	平成26年2月19日	2,327	2,328	1.0000	1.0007
53期	平成27年2月19日	2,144	2,145	1.0000	1.0006
	平成26年3月末日	2,454	—	1.0001	—
	平成26年4月末日	2,432	—	1.0001	—
	平成26年5月末日	2,416	—	1.0002	—
	平成26年6月末日	2,397	—	1.0003	—
	平成26年7月末日	2,375	—	1.0004	—
	平成26年8月末日	2,353	—	1.0004	—
	平成26年9月末日	2,324	—	1.0004	—
	平成26年10月末日	2,310	—	1.0005	—
	平成26年11月末日	2,301	—	1.0005	—

	平成26年12月末日	2,186	—	1.0006	—
	平成27年1月末日	2,164	—	1.0006	—
	平成27年2月末日	2,291	—	1.0000	—
	平成27年3月31日	2,264	—	1.0001	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
44期	0.000758
45期	0.002744
46期	0.004168
47期	0.003386
48期	0.002302
49期	0.001702
50期	0.001415
51期	0.001029
52期	0.000735
53期	0.000634

③ 【収益率の推移】

期	収益率（％）
44期	0.08
45期	0.27
46期	0.42
47期	0.34
48期	0.23
49期	0.17
50期	0.14
51期	0.10
52期	0.07
53期	0.06

（注１）収益率は期間騰落率。

（注２）小数点第３位四捨五入。

（４） 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
44期	334,271,188	1,543,679,027	4,933,658,515
45期	267,860,406	939,714,659	4,261,804,262
46期	251,447,006	728,100,727	3,785,150,541
47期	236,431,422	652,020,409	3,369,561,554

48期	222,138,084	517,669,032	3,074,030,606
49期	214,472,898	425,795,180	2,862,708,324
50期	198,594,125	409,516,208	2,651,786,241
51期	191,230,960	342,299,355	2,500,717,846
52期	127,196,803	300,891,873	2,327,022,776
53期	163,310,753	345,881,793	2,144,451,736

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- 1 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。
 - 2 お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に再投資される「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - 3 申込単位は、販売会社が別に定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
 - 4 収益分配金の再投資により取得申込みをする受益者は、1口単位をもって買付けることができます。
 - 5 お申込締切時間については、販売会社にお問い合わせください。
 - 6 取得価額は、当ファンドの第53期計算期間終了日（決算日：平成27年2月19日）の基準価額とします。
 - 7 収益分配金の再投資にかかる受益権の取得価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
 - 8 取得申込みにかかる申込手数料はありません。
 - 9 国内に住所のある個人で、障害者等に該当する受益者は、少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。この制度を利用する場合は、あらかじめ「非課税貯蓄申告書」を販売会社に提出していただきます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- また、販売会社によっては、勤労者財産形成貯蓄制度がご利用いただける場合があります。当該制度を利用する場合は、販売会社との間で、勤労者財産形成貯蓄約款、勤労者財産形成年金貯蓄約款または勤労者財産形成住宅貯蓄約款の締結が必要となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 税法が改正された場合には、上記内容は変更になる場合があります。

2 【換金（解約）手続等】

1 一部解約（解約請求）

- a 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1万口単位または1口単位をもって解約を請求することができます。
- ※ 解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。
- b 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとしします。
 - c 解約の価額は、当該解約請求受付日の基準価額とします。

- d 財形貯蓄制度に加入の受益者が、「財形貯蓄」、「財形住宅貯蓄」、「財形年金貯蓄」を換金される場合には、「返済（支払）請求書」にご記入、届出印を捺印の上、原則として勤務先を通じて取扱販売会社にお申し出ください。なお、この場合における解約の価額は、取扱販売会社が解約の請求を受理した日の基準価額となります。
- e 当有価証券報告書の直前に提出した有価証券届出書における当ファンド取得申込み分にかかる信託の解約の請求の際には、1万口につき27円（税抜25円）を上限に、各販売会社が別に定める額の割合で計算した解約手数料を徴するものとします。解約手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- f 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該基準価額の計算日の基準価額とします。
- g 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- h 解約請求の受付締切時間については、販売会社にお問い合わせください。

2 受益権の買取り

- a 販売会社（委託会社の指定する証券会社：金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）は、受益者から受益権の買取りの請求があるときは、1万口単位または1口単位をもってその受益権を買取ります。なお、受益者が受益権の買取りを請求するときは、振替受益権をもって行うものとします。

※ 買取り単位は、販売会社（委託会社の指定する証券会社）およびお申込コースにより異なる場合があります。

- b 販売会社（委託会社の指定する証券会社）は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づき受益権の買取りを中止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

この場合、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、下記の規定に準じて計算された価額とします。

- c 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税^{*}に相当する金額を控除した価額から1万口につき27円（税抜25円）を上限に、各販売会社（委託会社の指定する証券会社）が別に定める買取手数料（ただし平成13年3月22日以降、平成14年3月20日以前に取得した受益権の買取りを申出た場合は1万口につき27円（税抜25円）、昭和37年4月21日以降、平成13年3月21日以前に取得した受益権の買取りを申出た場合は1万口につき108円（税抜100円）、昭和37年4月20日以前に取得した受益権の買取りを申出た場合は1万口につき27円（税抜25円）の割合で計算した額）を控除（当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）した価額とします。なお、当有価証券報告書の直前に提出した有価証券届出書における当ファンド取得申込み分にかかる各販売会社（委託会社の指定する証券会社）の買取手数料は1万口につき2.16円（税抜2円）です。

※ 課税上の取扱いについては、第1「ファンドの状況」4「手数料等及び税金」（5）「課税上の取扱い」をご参照下さい。

※ 買取りについて詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- 1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

公 社 債 等：計算日^{※1}における以下のいずれかの価額（残存期間1年以内の場合、一部償却原価法^{※2}により評価する場合があります。）

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- 金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）
- 価格情報会社の提供する価額

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

※1 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

※2 償却原価法とは、買付けにかかる約定日（割引債券の場合は受渡日）または償還日の前年応当日（応当日が休日の場合は休日明け営業日）の翌日から償還日まで、取得価額と償還価額（割引債券の場合は税込み）との差額を、当該期間により日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算または減算した額によって、評価する方法をいいます。

- 2 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号 [※]
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

- 3 委託会社は、追加信託においては、追加信託金と追加信託にかかる元本の額との差額を追加信託差損金として計上します。なお、信託の一部解約においては、一部解約にかかる元本の額と一部解約にかかる個別元本の合計額との差額を追加信託差損金から控除するとともに、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を超過する場合には当該超過額を解約差損金として計上し、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を下回る場合には当該差額を解約差益金として計上します。

※「個別元本」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（平成14年3月31日以前の取得にかかる受益権の信託時の受益権の価額については1万口あたり1万円）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

昭和37年2月20日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎年2月20日から翌年2月19日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

1 信託契約の解約

以下の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

- a 委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社はあらかじめ、これを公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告は行いません。
- b 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告は行いません。
- c 前記a及びbの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
- d 前記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が総口数の二分の一を超えるとときは、委託会社は信託契約の終了を行いません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告は行いません。
- f 前記cからeまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記cの一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 当該信託契約の解約について、前記cの期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
- h 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「2 信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- j 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2 信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b 委託会社は、前記aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 前記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
- d 前記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記aの信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 前記bに定める変更を行う場合において、前記cの期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
- g 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

3 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ないこの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

4 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

- a 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
- b 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「2 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

5 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

6 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

7 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、販売会社によっては、公社債投信各月号ファンドの「交付運用報告書」を複数月号分もしくは全月号分とりまとめて受益者に交付する場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）にお支払いします。「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

③ 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。なお、償還金の支払いは、信託終了日より1ヵ月以内の委託会社の指定する日から販売会社において行われます。

④ 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第53期計算期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【公社債投信（２月号）】

（１） 【貸借対照表】

（単位：円）

区 分	第 52 期計算期間 （平成26年2月19日現在）	第 53 期計算期間 （平成27年2月19日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,242,716	4,593,264
親投資信託受益証券	2,300,164,841	2,122,199,132
未収入金	10,000,000	20,000,000
未収利息	29	3
流動資産合計	2,331,407,586	2,146,792,399
資産合計	2,331,407,586	2,146,792,399
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,710,361	1,359,582
未払解約金	2,101,445	433,678
未払受託者報酬	49,457	46,814
未払委託者報酬	444,979	423,212
その他未払費用	77,798	75,498
流動負債合計	4,384,040	2,338,784
負債合計	4,384,040	2,338,784
純資産の部		
元本等		
元本	2,327,022,776	2,144,451,736
剰余金		

期末剰余金又は期末欠損金（△）	770	1,879
元本等合計	2,327,023,546	2,144,453,615
純資産合計	2,327,023,546	2,144,453,615
負債純資産合計	2,331,407,586	2,146,792,399

（２） 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区 分	第 52 期計算期間 (自 平成25年2月20日 至 平成26年2月19日)	第 53 期計算期間 (自 平成26年2月20日 至 平成27年2月19日)
営業収益		
受取利息	11,160	7,571
有価証券売買等損益	2,379,297	2,034,291
営業収益合計	2,390,457	2,041,862
営業費用		
受託者報酬	49,457	46,814
委託者報酬	444,979	423,212
その他費用	77,798	75,498
営業費用合計	572,234	545,524
営業利益又は営業損失（△）	1,818,223	1,496,338
経常利益又は経常損失（△）	1,818,223	1,496,338
当期純利益又は当期純損失（△）	1,818,223	1,496,338
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	677	770
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	107,769	135,647
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	107,769	135,647
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	1,710,361	1,359,582
期末剰余金又は期末欠損金（△）	770	1,879

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 53 期計算期間 (自 平成26年2月20日 至 平成27年2月19日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	第 52 期計算期間 (平成26年2月19日現在)	第 53 期計算期間 (平成27年2月19日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		2,327,022,776口	2,144,451,736口
2 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		1.0000 円 (10,000 円)	1.0000 円 (10,000 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 52 期計算期間 (自 平成25年2月20日 至 平成26年2月19日)	第 53 期計算期間 (自 平成26年2月20日 至 平成27年2月19日)
1 分配金の計算過程 計算期間末における収益より、諸経費および信託報酬を控除した残額1,710,361円（1万口当たり7円35銭）を分配金額としております。	2 分配金の計算過程 計算期間末における収益より、諸経費および信託報酬を控除した残額1,359,582円（1万口当たり6円34銭）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 52 期計算期間 (自 平成25年2月20日 至 平成26年2月19日)	第 53 期計算期間 (自 平成26年2月20日 至 平成27年2月19日)
----	--	--

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
---------------------------	---	----

2.金融商品の時価に関する事項

項目	第 52 期計算期間 (平成26年2月19日現在)	第 53 期計算期間 (平成27年2月19日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

① 売買目的有価証券

第 52 期計算期間（自 平成25年2月20日 至 平成26年2月19日）

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,451,962
合計	2,451,962

第 53 期計算期間（自 平成26年2月20日 至 平成27年2月19日）

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,054,800
合計	2,054,800

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 52 期計算期間 （自 平成25年2月20日 至 平成26年2月19日）	第 53 期計算期間 （自 平成26年2月20日 至 平成27年2月19日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項 目	期別	第 52 期計算期間 （平成26年2月19日現在）	第 53 期計算期間 （平成27年2月19日現在）
1 期首元本額		2,500,717,846 円	2,327,022,776 円
期中追加設定元本額		127,196,803 円	163,310,753 円
期中一部解約元本額		300,891,873 円	345,881,793 円

（４） 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

公社債投信（２月号）

（平成27年2月19日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券					

	日本・円	MHAM公社債投信マザーファンド	2,054,801,639	2,122,199,132	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	2,054,801,639 1 99.0%	2,122,199,132 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				2,122,199,132	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）
当ファンドは、「MHAM公社債投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

MHAM公社債投信マザーファンドの状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１） 貸借対照表

(単位：円)	
区 分	(平成27年2月19日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	493,564,425
国債証券	15,643,170,681
地方債証券	564,817,400
特殊債券	5,806,412,752
社債券	8,472,821,981
未収入金	1,000,661,000
未収利息	23,327,740
前払費用	4,120,769
流動資産合計	32,008,896,748
資産合計	32,008,896,748

負債の部	
流動負債	
未払金	1,000,000,000
未払解約金	20,000,000
流動負債合計	1,020,000,000
負債合計	1,020,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	30,004,416,662
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	984,480,086
元本等合計	30,988,896,748
純資産合計	30,988,896,748
負債純資産合計	32,008,896,748

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成26年4月22日 至 平成27年2月19日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 原則として時価で評価しております。 ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法 によって評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	(平成27年2月19日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		30,004,416,662口
2 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		1.0328 円 (10,328 円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成26年4月22日 至 平成27年2月19日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価に関する事項

項目	（平成27年2月19日現在）
----	----------------

1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 ①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

（自 平成26年4月22日 至 平成27年2月19日）

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	0
地方債証券	0
特殊債券	0
社債券	0
合計	0

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	(平成27年2月19日現在)

1	親投資信託の期首における元本額	31,292,600,215 円 (平成26年4月22日)
	期中追加設定元本額	2,034,005,333 円
	期中一部解約元本額	3,322,188,886 円
2	期末元本額及びその内訳として当該親投資信託 受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信 託ごとの元本額	
	期末元本額	30,004,416,662 円
	公社債投信（1月号）	2,603,934,970 円
	公社債投信（2月号）	2,054,801,639 円
	公社債投信（3月号）	2,144,391,164 円
	公社債投信（4月号）	2,183,070,140 円
	公社債投信（5月号）	1,757,469,664 円
	公社債投信（6月号）	2,750,468,367 円
	公社債投信（7月号）	3,491,482,281 円
	公社債投信（8月号）	2,288,108,415 円
	公社債投信（9月号）	2,133,060,341 円
	公社債投信（10月号）	1,995,624,087 円
	公社債投信（11月号）	2,341,976,934 円
	公社債投信（12月号）	4,260,028,660 円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAM公社債投信マザーファンド

(平成27年2月19日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券					
	日本・円	第330回利付国債（2年）	1,700,000,000	1,700,950,992	
		第331回利付国債（2年）	5,000,000,000	5,001,401,551	
		第332回利付国債（2年）	1,000,000,000	1,000,365,752	
		第333回利付国債（2年）	2,631,000,000	2,632,646,905	
		第334回利付国債（2年）	600,000,000	600,416,528	
		第336回利付国債（2年）	3,200,000,000	3,202,790,830	
		第337回利付国債（2年）	500,000,000	500,466,127	

		第9 3 回利付国債（5年）	1,000,000,000	1,004,131,996	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	15,631,000,000 8 50.5%	15,643,170,681 51.3%	
国債証券 合計				15,643,170,681	
地方債証券					
	日本・円	第6 2 6 回東京都公募公債	400,000,000	403,449,932	
		平成1 7 年度第5 回静岡県公募公債	146,850,000	148,536,118	
		平成1 7 年度第1 回静岡市公募公債	12,690,000	12,831,350	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	559,540,000 3 1.8%	564,817,400 1.9%	
地方債証券 合計				564,817,400	
特殊債券					
	日本・円	第8 回都市再生債券	100,000,000	100,475,239	
		い第7 1 7 号農林債	800,000,000	800,113,054	
		い第7 1 8 号農林債	1,000,000,000	1,000,580,630	
		い第7 2 8 号農林債	800,000,000	802,788,504	
		第2 4 5 回信金中金債（5年）	600,000,000	600,661,440	
		第2 5 2 回信金中金債（5年）	200,000,000	200,577,928	
		第2 5 3 回信金中金債（5年）	100,000,000	100,443,868	
		第2 5 4 回信金中金債（5年）	200,000,000	200,772,089	
		第4 3 号商工債（1年）	500,000,000	500,000,000	
		第4 5 号商工債（1年）	500,000,000	500,000,000	
		第4 6 号商工債（1年）	1,000,000,000	1,000,000,000	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	5,800,000,000 11 18.7%	5,806,412,752 19.0%	
特殊債券 合計				5,806,412,752	
社債券					
	日本・円	第1 6 回西日本高速道路株式会社社債	400,000,000	400,378,832	
		第7 回エーザイ株式会社無担保社債	200,000,000	200,976,192	
		第1 2 1 回株式会社三菱東京UFJ 銀行無担保社債	800,000,000	803,467,821	
		第4 9 回株式会社三井住友銀行無担保社債	700,000,000	700,650,640	
		第5 0 回株式会社三井住友銀行無担保社債	1,000,000,000	1,001,648,369	
		第5 2 回株式会社三井住友銀行無担保社債	1,200,000,000	1,205,256,961	

		第38回NTTファイナンス株式会社無担保社債	200,000,000	200,298,176	
		第10回三菱UFJリース株式会社無担保社債	700,000,000	701,139,460	
		第11回三菱UFJリース株式会社無担保社債	800,000,000	801,809,216	
		第22回野村ホールディングス株式会社無担保社債	2,000,000,000	2,005,259,751	
		第28回野村ホールディングス株式会社無担保社債	150,000,000	150,177,720	
		第29回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,105,232	
		第49回日本電信電話株式会社電信電話債券	100,000,000	100,777,168	
		第29回東邦瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	100,876,443	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	8,450,000,000 14 27.3%	8,472,821,981 27.8%	
社債券 合計				8,472,821,981	
合計				30,487,222,814	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成27年3月31日現在）

I 資産総額（円）	2,265,663,265
II 負債総額（円）	1,374,479
III 純資産総額（I－II）（円）	2,264,288,786
IV 発行済口数（口）	2,264,126,968
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	1.0001

（参考）MHAM公社債投信マザーファンド

I 資産総額（円）	30,551,096,222
II 負債総額（円）	—
III 純資産総額（I－II）（円）	30,551,096,222
IV 発行済口数（口）	29,578,417,501
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	1.0329

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

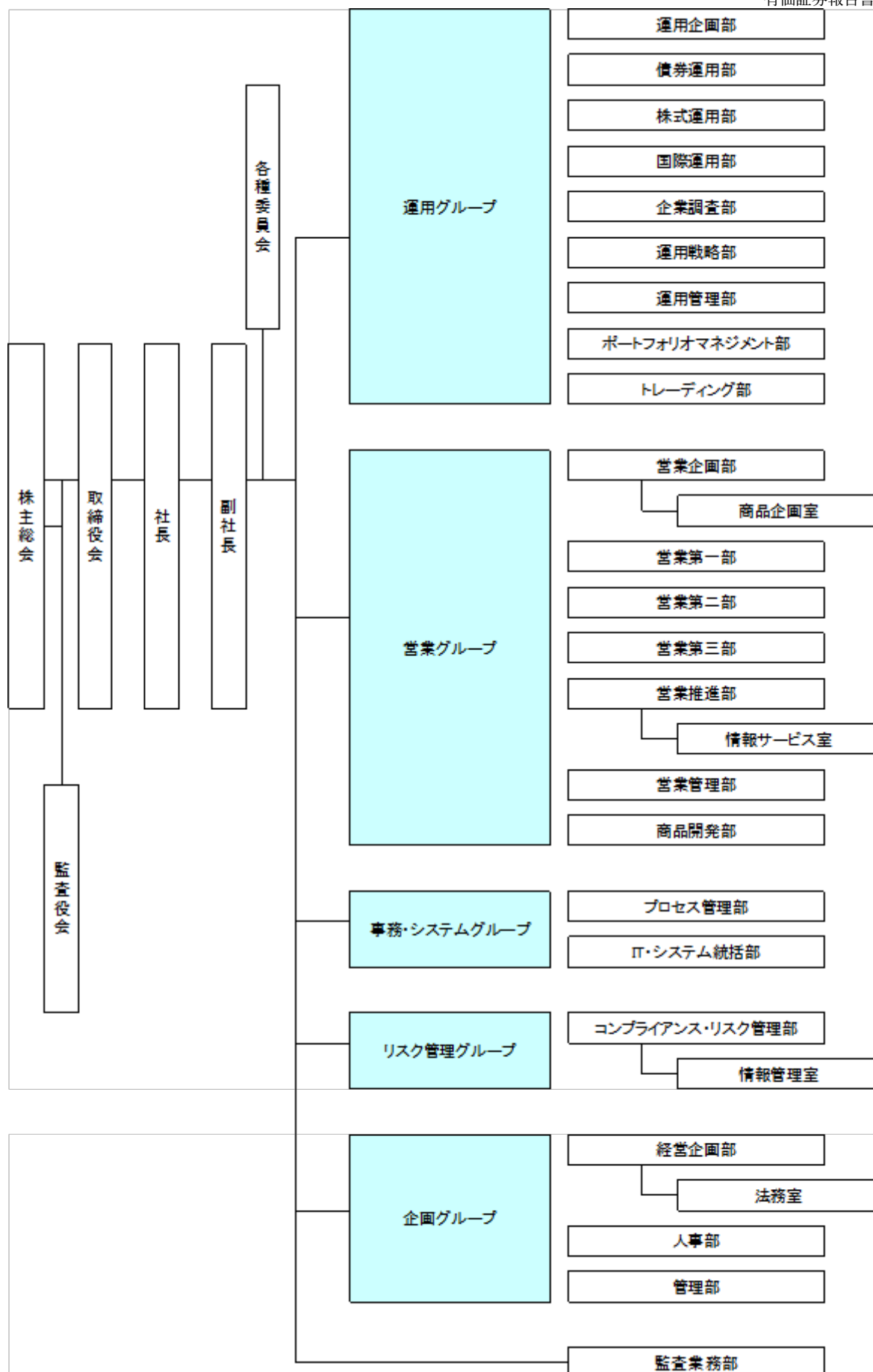
(1) 資本金の額

平成27年4月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成27年4月末日現在)

① 会社の組織図



② 運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

運用グループ長または運用グループ長が指名する運用グループの役職員が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、同じくリスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成27年3月31日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	438,542,704,201
追加型株式投資信託	236	2,104,508,738,276
追加型金銭信託受益権投資信託	3	1,731,345,208
単位型株式投資信託	8	25,255,148,720
合計	262	2,570,037,936,405

3 【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第51期事業年度（自 平成25年4月1日至 平成26年3月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第52期中間会計期間（自 平成26年4月1日至 平成26年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位： 千円）

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,268,024	3,545,563
短期貸付金	16,195,635	16,597,222
前払費用	253,250	183,438
未収入金	1,119,715	-
未収委託者報酬	1,517,926	1,470,180
未収運用受託報酬	709,038	1,321,564
繰延税金資産	168,605	188,902
その他流動資産	165,346	196,162
貸倒引当金	△ 7,816	△ 5,816
流動資産合計	22,389,725	23,497,217
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	167,960	137,028
工具、器具及び備品（純額）	93,706	72,964
リース資産（純額）	3,943	4,898
有形固定資産合計	※ 1 265,610	※ 1 214,891
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
その他無形固定資産	133	95
無形固定資産合計	※ 1 12,880	※ 1 12,842
投資その他の資産		
投資有価証券	2,708,128	2,826,706
長期差入保証金	514,642	502,361
前払年金費用	263,427	357,258

会員権	17,200	8,400
繰延税金資産	63,011	75,535
その他	15,565	2,618
投資その他の資産合計	3,581,975	3,772,878
固定資産合計	3,860,466	4,000,612
資産合計	26,250,191	27,497,829
負債の部		
流動負債		
預り金	375,742	276,070
リース債務	3,023	3,838
未払金		
未払収益分配金	901	827
未払償還金	28,656	27,355
未払手数料	650,405	651,486
その他未払金	10,777	15,090
未払金合計	690,740	694,760
未払費用	1,146,683	1,677,557
未払法人税等	18,987	429,878
未払消費税等	62,693	88,739
賞与引当金	347,800	305,900
その他流動負債	5,121	5,881
流動負債合計	2,650,793	3,482,625
固定負債		
リース債務	7,296	6,417
役員退職慰労引当金	178,410	149,446
時効後支払損引当金	16,905	13,720
その他固定負債	6,951	3,213
固定負債合計	209,562	172,796
負債合計	2,860,356	3,655,422
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	6,515,116	6,988,395
利益剰余金合計	16,648,301	17,121,579
株主資本合計	23,410,376	23,883,654
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 20,541	△ 41,248

評価・換算差額等合計	△ 20,541	△ 41,248
純資産合計	23,389,835	23,842,406
負債純資産合計	26,250,191	27,497,829

（２） 【損益計算書】

（単位： 千円）

	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	15,739,580	16,375,163
運用受託報酬	2,401,288	3,587,945
営業収益合計	18,140,869	19,963,108
営業費用		
支払手数料	7,426,160	7,780,375
広告宣伝費	149,566	263,900
公告費	152	76
調査費		
調査費	948,113	1,292,601
委託調査費	3,624,517	4,323,525
図書費	7,229	4,666
調査費合計	4,579,861	5,620,793
委託計算費	177,505	178,878
営業雑経費		
通信費	50,112	60,623
印刷費	167,179	174,012
協会費	18,816	18,378
諸会費	2,689	2,523
その他	37,963	574,210
営業雑経費合計	276,761	829,747
営業費用合計	12,610,006	14,673,771
一般管理費		
給料		
役員報酬	141,073	136,969
給料手当	2,204,883	1,875,653
賞与	333,923	286,984
給料合計	2,679,880	2,299,607
交際費	707	975
旅費交通費	67,470	65,596
租税公課	50,223	50,531
不動産賃借料	421,877	422,294
退職給付費用	165,171	120,603
福利厚生費	409,033	362,963
貸倒引当金繰入	6,943	-
賞与引当金繰入	347,800	305,154

役員退職慰労引当金繰入	39,522	26,354
固定資産減価償却費	51,898	39,685
諸経費	310,561	396,680
一般管理費合計	4,551,091	4,090,447
営業利益	979,771	1,198,889
営業外収益		
受取配当金	1,032	4,071
受取利息	12,757	11,663
有価証券解約益	1,437	303
有価証券償還益	1,387	11
時効到来償還金等	1,576	1,537
雑収入	17,474	9,772
営業外収益合計	35,666	27,360
営業外費用		
有価証券解約損	118,238	140
有価証券償還損	160,957	2,310
ヘッジ会計に係る損失	38	1,832
時効後支払損引当金繰入額	2,481	-
雑損失	2,148	3,398
営業外費用合計	283,864	7,682
経常利益	731,573	1,218,567
特別損失		
投資有価証券売却損	22,844	-
遊休資産売却損	3,932	-
減損損失	-	※ 1 18,257
ゴルフ会員権評価損	-	8,800
特別損失合計	26,776	27,057
税引前当期純利益	704,796	1,191,509
法人税、住民税及び事業税	193,759	506,024
法人税等調整額	42,020	△21,353
法人税等合計	235,779	484,671
当期純利益	469,017	706,838

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位： 千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				

当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						株主資本合計
	利益剰余金						
	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合 計	
配当準備積 立金		退職慰労積 立金	別途 積立金	繰越利益剰 余金			
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,365,928	16,499,113	23,261,188
当期変動額							
剰余金の配当					△319,829	△319,829	△319,829
当期純利益					469,017	469,017	469,017
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計					149,188	149,188	149,188
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,515,116	16,648,301	23,410,376

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△159,879	△159,879	23,101,308
当期変動額			
剰余金の配当			△319,829
当期純利益			469,017
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	139,338	139,338	139,338
当期変動額合計	139,338	139,338	288,526
当期末残高	△20,541	△20,541	23,389,835

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位： 千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						株主資本合計
	利益剰余金						
	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合 計	
		配当準備積 立金	退職慰労積 立金	別途 積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,515,116	16,648,301	23,410,376
当期変動額							
剰余金の配当					△233,559	△233,559	△233,559
当期純利益					706,838	706,838	706,838
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計					473,278	473,278	473,278
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△20,541	△20,541	23,389,835
当期変動額			
剰余金の配当			△233,559
当期純利益			706,838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△20,707	△20,707	△20,707
当期変動額合計	△20,707	△20,707	452,571
当期末残高	△41,248	△41,248	23,842,406

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

(5) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…株価指数先物取引

ヘッジ対象…有価証券

(3) ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
※1	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	※1	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額
	建物 165,761千円		建物 160,134千円
	工具、器具及び備品 346,701千円		工具、器具及び備品 341,459千円
	リース資産 21,452千円		リース資産 23,744千円
	ソフトウェア 670千円		その他無形固定資産 451千円
	その他無形固定資産 712千円		

(損益計算書関係)

※1 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
本社（東京都港区）	除却対象資産	建物	15,455
本社（東京都港区）	除却対象資産	工具器具備品	2,802

賃貸借契約の一部解約により現行オフィス内部造作等の除却が決定した資産につき、「除却対象資産」としてグルーピングを行い、平成26年3月31日時点の帳簿価額を減損損失（18,257千円）として特別損失に計上しました。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	319,829,280円
2) 1株当たり配当額	304円
3) 基準日	平成24年3月31日
4) 効力発生日	平成24年6月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月12日の第50回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	233,559,540円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	222円
4) 基準日	平成25年3月31日
5) 効力発生日	平成25年6月13日

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月12日の第50回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	233,559,540円
2) 1株当たり配当額	222円
3) 基準日	平成25年3月31日
4) 効力発生日	平成25年6月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月11日の第51回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	352,443,450円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	335円
4) 基準日	平成26年3月31日
5) 効力発生日	平成26年6月12日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「３．固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、余資運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。短期貸付金、未収入金、長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

前事業年度（平成25年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	2,268,024	2,268,024	-
（２）短期貸付金	16,195,635	16,195,635	-
（３）未収入金	1,119,715	1,119,715	-
（４）未収委託者報酬	1,517,926	1,517,926	-
（５）未収運用受託報酬	709,038	709,038	-
（６）投資有価証券			
その他有価証券	2,641,608	2,641,608	-
（７）長期差入保証金	514,642	514,559	△83
資産計	24,966,590	24,966,507	△83
（１）未払手数料	650,405	650,405	-
負債計	650,405	650,405	-
デリバティブ取引（※１）			
① ヘッジ会計が適用されているもの	8,614	8,614	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成26年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	3,545,563	3,545,563	-
（２）短期貸付金	16,597,222	16,597,222	-
（３）未収委託者報酬	1,470,180	1,470,180	-
（４）未収運用受託報酬	1,321,564	1,321,564	-
（５）投資有価証券			
其他有価証券	2,760,186	2,760,186	-
（６）長期差入保証金	502,361	501,871	△489
資産計	26,197,078	26,196,589	△489
（１）未払手数料	651,486	651,486	-
負債計	651,486	651,486	-
デリバティブ取引（※１）			
① ヘッジ会計が適用されているもの	(595)	(595)	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）短期貸付金、（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（６）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成25年３月31日）	当事業年度 （平成26年３月31日）
非上場株式	66,520	66,520

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（５）投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超

預金	2,267,697	-	-	-	-	-
短期貸付金	16,195,635	-	-	-	-	-
未収入金	1,119,715	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,517,926	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	709,038	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの						
証券投資信託	-	-	-	-	15,335	2,130,846
長期差入保証金	514,642	-	-	-	-	-
合計	22,324,656	-	-	-	15,335	2,130,846

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	3,544,827	-	-	-	-	-
短期貸付金	16,597,222	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,470,180	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,321,564	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの						
証券投資信託	-	-	-	4,168	-	2,214,706
長期差入保証金	502,361	-	-	-	-	-
合計	23,436,156	-	-	4,168	-	2,214,706

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	216,164	207,889	8,275
小計	216,164	207,889	8,275
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	2,425,444	2,465,635	△ 40,191
小計	2,425,444	2,465,635	△ 40,191
合計	2,641,608	2,673,524	△ 31,915

当事業年度(平成26年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			

① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	392,200	367,480	24,719
小計	392,200	367,480	24,719
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	2,367,985	2,456,795	△ 88,809
小計	2,367,985	2,456,795	△ 88,809
合計	2,760,186	2,824,276	△ 64,089

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
① 株式	161,410	-	△ 21,884
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	-	-	-
合計	161,410	-	△ 21,884

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当するものではありません。

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	3,040,519	2,825	△ 279,196
合計	3,040,519	2,825	△ 279,196

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	164,391	314	△ 2,451
合計	164,391	314	△ 2,451

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

ヘッジ会計の 方法	取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
--------------	--------	-------------	--------------	-----------------------	------------

ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券 投資有価証券	79,849 272,890	- -	△6,951 15,565
合計			352,739	-	8,614

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

ヘッジ会計の 方法	取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券 投資有価証券	106,344 252,129	- -	2,534 △3,129
合計			358,473	-	△595

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	805,634
(2) 年金資産(千円)	1,069,061
(3) 退職給付引当金(千円)	—
(4) 前払年金費用(千円)	263,427

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1) 勤務費用(千円)	165,171 (注1)
(2) 退職給付費用(千円)	165,171

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用21,784千円を含めております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高

△263,427千円

退職給付費用	49,885
退職給付の支払額	△4,008
制度への拠出額	△139,708
退職給付引当金の期末残高	△357,258

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	843,869千円
年金資産	△1,201,127
貸借対照表に計上された前払年金費用	△357,258

（３）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	49,885千円
----------------	----------

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、17,406千円であります。

（税効果会計関係）

１ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	17,486千円	17,486千円
ソフトウェア償却超過額	63,338千円	89,477千円
賞与引当金損金算入限度超過額	132,198千円	109,022千円
社会保険料損金不算入額	18,577千円	15,513千円
役員退職慰労引当金	67,813千円	53,262千円
未払事業税	6,439千円	32,931千円
その他有価証券評価差額金	11,374千円	22,841千円
その他	40,726千円	85,682千円
繰延税金資産小計	357,956千円	426,218千円
評価性引当額	△32,453千円	△34,454千円
繰延税金資産合計	325,502千円	391,764千円
繰延税金負債		
前払年金費用	△93,885千円	△127,327千円
繰延税金負債合計	△93,885千円	△127,327千円
繰延税金資産の純額	231,617千円	264,437千円

２ 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当事業年度 (平成26年 3月31日)
法定実効税率	38.01%	38.01%
（調整）		
評価性引当額	△4.86%	0.17%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.27%	0.48%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.02%	△0.01%
住民税等均等割	0.54%	0.32%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	1.56%
その他	△0.49%	0.15%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.45%	40.68%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課税されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は18,630千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)及び当事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)及び当事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,580,183	未払手数料	299,089
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,238,105	未収委託者報酬	1,310,737

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,633,008	未払手数料	316,753
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473 億円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,233,240	未収委託者報酬	1,284,975

(注) 1. 株式会社みずほコーポレート銀行は、平成25年7月1日付で株式会社みずほ銀行を吸収合併し、株式会社みずほ銀行に商号変更しております。また、株式会社みずほ銀行との取引金額には、平成25年4月1日から平成25年6月30日までの期間の合併前の株式会社みずほ銀行との取引金額を含めております。

2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	22,232.20円	1株当たり純資産額	22,662.37円
1株当たり当期純利益金額	445.80円	1株当たり当期純利益金額	671.85円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎)		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	
損益計算書上の当期純利益	469,017千円	損益計算書上の当期純利益	706,838千円
普通株式に係る当期純利益	469,017千円	普通株式に係る当期純利益	706,838千円

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株	普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(4) 中間貸借対照表

		(単位： 千円)
		第52期中間会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		19,533,066
未収委託者報酬		1,686,580
未収運用受託報酬		1,865,333
繰延税金資産		197,238
その他		274,395
貸倒引当金		△ 1,065
流動資産合計		23,555,548
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）		155,053
工具、器具及び備品（純額）		77,017
リース資産（純額）		2,986
有形固定資産合計	※1	235,056
無形固定資産		12,827
投資その他の資産		
投資有価証券		3,030,128
その他		790,237
投資その他の資産合計		3,820,365
固定資産合計		4,068,249
資産合計		27,623,797
負債の部		
流動負債		
リース債務		2,602
未払金		900,438
未払費用		1,615,916
未払法人税等		232,726
賞与引当金		306,200
その他		331,569
流動負債合計		3,389,452
固定負債		
リース債務		3,424
繰延税金負債		21,849
役員退職慰労引当金		107,871

時効後支払損引当金	7,344
その他	7,093
固定負債合計	147,581
負債合計	3,537,033
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	104,600
退職慰労積立金	100,000
別途積立金	9,800,000
繰越利益剰余金	7,184,439
利益剰余金合計	17,317,624
株主資本合計	24,079,699
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	7,063
評価・換算差額等合計	7,063
純資産合計	24,086,763
負債純資産合計	27,623,797

(5) 中間損益計算書

	(単位： 千円)
	第52期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	8,602,664
運用受託報酬	2,019,713
営業収益合計	10,622,378
営業費用及び一般管理費	※1 9,712,296
営業利益	910,082
営業外収益	
受取配当金	4,669
受取利息	3,580
有価証券解約益	121
時効到来償還金等	16,953
雑収入	47,348
営業外収益合計	72,673
営業外費用	
雑損失	36,831

営業外費用合計	36,831
経常利益	945,924
特別利益	
投資有価証券売却益	10,500
特別利益合計	10,500
特別損失	
事業再構築費用	※2 125,173
特別損失合計	125,173
税引前中間純利益	831,250
法人税、住民税及び事業税	220,468
法人税等調整額	62,294
法人税等合計	282,763
中間純利益	548,487

(6) 中間株主資本等変動計算書

第52期中間会計期間(自 平成26年4月1日至 平成26年9月30日)

(単位： 千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計				
当中間期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合 計	
		配当準備積 立金	退職慰労積 立金	別途 積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654
当中間期変動額							
剰余金の配当					△352,443	△352,443	△352,443
中間純利益					548,487	548,487	548,487
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計					196,044	196,044	196,044
当中間期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,184,439	17,317,624	24,079,699

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	△41,248	△41,248	23,842,406
当中間期変動額			
剰余金の配当			△352,443
中間純利益			548,487
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	48,312	48,312	48,312
当中間期変動額合計	48,312	48,312	244,356
当中間期末残高	7,063	7,063	24,086,763

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、中間決算日において発生していると認められる額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

（5）時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…株価指数先物取引

ヘッジ対象…有価証券

(3) ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	第52期中間会計期間 (平成26年9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	518,045千円

(中間損益計算書関係)

	第52期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
※1 減価償却実施額	有形固定資産 14,391千円 無形固定資産 15千円
※2 事業再構築費用	事業再構築に伴うグループ会社への転籍関連費用

(中間株主資本等変動計算書関係)

第52期中間会計期間（自 平成26年4月1日至 平成26年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月11日 定時株主総会	普通株式	352,443千円	335円	平成26年3月31日	平成26年6月12日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

第52期中間会計期間(平成26年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位： 千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	19,533,066	19,533,066	-
(2) 未収委託者報酬	1,686,580	1,686,580	-
(3) 未収運用受託報酬	1,865,333	1,865,333	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	2,969,408	2,969,408	-
資産計	26,054,388	26,054,388	-
デリバティブ取引（※1）			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,887)	(3,887)	-
② ヘッジ会計が適用されているもの	4,143	4,143	-
デリバティブ取引計	256	256	-

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）未収委託者報酬及び（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	60,720

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第52期中間会計期間（平成26年9月30日）

1 その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①証券投資信託	575,185	518,416	56,768
小計	575,185	518,416	56,768
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①証券投資信託	2,394,222	2,440,015	△45,793
小計	2,394,222	2,440,015	△45,793
合計	2,969,408	2,958,432	10,975

（デリバティブ取引関係）

第52期中間会計期間（平成26年9月30日）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	168,558	-	△3,887	△3,887
合計		168,558	-	△3,887	△3,887

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第52期中間会計期間（自 平成26年4月1日至 平成26年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第52期中間会計期間（自 平成26年4月1日至 平成26年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益(千円)	関連するセグメント名
適格機関投資家A	1,151,145	投資運用業

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

第52期中間会計期間 (平成26年9月30日)	
1株当たり純資産額	22,894.63円

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第52期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
1株当たり中間純利益金額	521.34円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	548,487
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	548,487

普通株式の期中平均株式数（株）	1,052,070
-----------------	-----------

（注） 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２ 【その他の関係法人の概況】

１ 【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1)受託会社	株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を行っています。
(2)販売会社	みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	SMBCフレンド証券株式会社	27,270	
	アーク証券株式会社	2,619	
	飯塚中川証券株式会社	100	
	いちよし証券株式会社*	14,577	
	岩井コスモ証券株式会社	13,500	
	株式会社SBI証券*	47,937	
	おきなわ証券株式会社	628	
	寿証券株式会社	305	
	上光証券株式会社	500	
	大熊本証券株式会社	343	
	大万証券株式会社	300	
	田原証券株式会社	100	
	中原証券株式会社	506	
	長野證券株式会社	600	
	日産センチュリー証券株式会社	1,500	
	ばんせい証券株式会社	1,558	
	ふくおか証券株式会社	2,198	
	マネックス証券株式会社	12,200	
	丸国証券株式会社	601	
	丸三証券株式会社	10,000	
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社*	40,500	
	むさし証券株式会社	5,000	
	八幡証券株式会社	2,000	
	株式会社あおぞら銀行*	100,000	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	株式会社愛知銀行*	18,000	
	株式会社秋田銀行*	14,100	
	株式会社香川銀行*	12,014	
	株式会社北日本銀行	7,761	
	株式会社京都銀行*	42,103	
	株式会社西京銀行	12,690	
	株式会社佐賀銀行	16,062	
	株式会社十六銀行*	36,839	
	株式会社親和銀行	36,878	

株式会社筑邦銀行	8,000	
株式会社栃木銀行	27,408	
株式会社西日本シティ銀行 [*]	85,745	
株式会社広島銀行 [*]	54,573	
株式会社福邦銀行 [*]	7,300	
株式会社北越銀行 [*]	24,538	
株式会社北陸銀行	140,409	
株式会社琉球銀行 [*]	54,127	
労働金庫連合会 [※]	120,000	労働金庫法に基づき、全国の労働金庫の中央金融機関として、労働金庫業を営んでいます。

(注) 資本金の額は、平成26年9月末日現在

※ 労働金庫連合会の資本金の額の箇所には、「出資金」の合計額を表示しています。

＊ いちよし証券株式会社、株式会社SBI証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、株式会社あおぞら銀行、株式会社愛知銀行、株式会社秋田銀行、株式会社香川銀行、株式会社京都銀行、株式会社十六銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社広島銀行、株式会社福邦銀行、株式会社北越銀行および株式会社琉球銀行は新規の受益権の取得のお申込み（収益分配金の再投資を除く）、勧誘の取扱いはい行いません。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託銀行として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成27年5月19日現在、該当事項はありません。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成26年5月19日 有価証券報告書

平成26年11月19日 半期報告書

平成26年12月26日 有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成26年6月11日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 江見 睦生 印

公認会計士 福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月27日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 市瀬 俊司 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 福村 寛 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信(2月号)の平成26年2月20日から平成27年2月19日までの第53期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信(2月号)の平成27年2月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月5日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 江見 睦生 印

公認会計士 福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第52期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。